

島本町教育委員会 会議録（令和3年第12回 定例会）

日時	令和3年11月16日（火） 午前9時30分～午前10時30分
場所	島本町役場3階 委員会室
出席者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、森田美佐教育委員、西尾一実教育委員 丸野亨教育委員
委員及び 事務局職員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、佐々木淳平参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）
欠席者	なし
委員	
議題及び 議事の趣旨	第19号報告 島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について 第37号議案 令和3年度教育費補正予算（案）について
議決事項	第37号議案
教育長の 報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者2名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和3年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第19号報告「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第19号報告「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について」、御説明申し上げます。本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に掲げる事項、すなわち、「教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。」に該当するため、手続上、原則として、公布前にその規程案について教育委員会の議決を経ておく必要があったものでございます。しかしながら、事務処理上、その時間的余裕がなかったため、緊急やむを得ないものとして、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき、教育委員会による議決に当たる部分を教育長が決裁手続により臨時に代理しましたので、同じく教育長に対する事務委任規則第3条第1項後段の規定により、本日の教育委員会議において、臨時代理したことを報告するものでございます。

それでは、始めに、資料の3ページをお開きください。

この「島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」と題する文書が、このたび臨時代理しました島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(令和3年島本町教育委員会規則第3号)の改正文、通常、改め文と言われるものでございます。

次に、改正の概要について、参考資料を基に御説明します。資料の4ページをお開きください。

改正の概要は、校区の弾力的運用制度について、令和3年度の入学者及び転入学者への適用を最後に廃止することとしていたものを、令和4年度の入学者及び転入学者への適用を最後に廃止するように改めるため、所要の改正を行ったものでございます。

校区の弾力的運用制度については、今年3月23日の教育委員会臨時会におきまして、島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正に関する議案を提出し、可決されたことを踏まえまして、令和3年度の入学者及び転入学者への適用を最後に原則廃止とした経緯がございます。

しかしながら、今年4月以降に、保護者に対して制度廃止に関する周知を進めていく中で、その周知に不足の部分が見られましたことから、改めて、期間を十分に確保した上で丁寧な周知に努めていくことにより、廃止に向けての円滑な移行を図るため、制度の最終適用年度を、令和3年度から1年延長して令和4年度としたものでございます。

改正内容の詳細につきましては、資料5ページの新旧対照表を御覧ください。

改正規則の附則第3項を改正し、廃止する校区の弾力的運用制度の適用の終期を「令和4年3月31日まで」から「令和5年3月31日まで」に改めることにより、令和4年度までの入学者等について制度を利用できることとしたものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日、令和3年11月12日からでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

周知につきまして、区域に関することは、保護者の皆様も気にされることかなと思っております。周知が至らなかったということで、今後具体的にどのような周知をされる予定なのか、個人個人にお手紙を

教育長
教育委員

渡すのか、口頭でもお伝えしていただく機会があるのか、教えていただきたいと思います。

教育総務課長

本改正に基づく保護者への周知の方法についてでございますが、このたび、最終適用年度を令和3年度から令和4年度に延長したことに伴いまして、11月に小学校につきましては在校生全て、保育所等につきましては在籍する5歳児の保護者の方々に文書を配布したところでございます。今後の周知につきましては、新入学生に対する入学案内を配布いたしますので、そちらにおきましても、改めて令和4年度をもって本制度につきましては廃止するということを周知いたします。また、12月号広報に来年度の入学案内の記事を掲載する予定でございますが、こちらにおきましても、校区の弾力的運用制度について例年掲載しているところでございますが、注釈といたしまして、本制度の廃止につきましても、改めて掲載する予定といたしております。また、来年度につきましても、広報等を活用しまして、関係の保護者様には随時お知らせできるように進め、今後、保護者様の認識を徹底させていただく、というように考えているところでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第37号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第37号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。今回の補正予算は、来月12月13日から開かれる町議会に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に掲げる事項、すなわち、「教育予算、条例の制定改廃その他議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について回答すること。」に該当するため、町全体の補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず、教育総務課及び教育推進課所管分について御説明

します。

資料の10ページ、歳出内訳説明書の表を御覧ください。

まず、一番上の段、目：事務局費の細節：負担金2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため会議の開催が中止となったことに伴い、加入先団体への会費の納入が必要なくなったことによるものでございます。

次に、その下の段、目：教育センター費の細節：光熱水費16万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため常時換気をしながら空調を使用したことに伴い、電気使用量が当初の想定よりも増えたことによるものでございます。

次に、その下の段、目：学校管理費（小学校費）のうち、細節：燃料費9万7,000円の増額につきましては、主に給食実施日数の増加に伴い、ガス使用量が当初の想定よりも増えたことによるものでございます。その下の行、細節：光熱水費353万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び給食実施日数の増加に伴い、それぞれ電気使用量及びガス使用量が当初の想定よりも増えたことによるものでございます。その下の行、細節：工事関連委託料523万6千円の増額につきましては、夏の暑さ対策として、令和4年度の1学期中に、小学校の体育館にスポットエアコンを整備することを目指し、その設計業務を委託するものでございます。

その下の段、目：学校管理費（中学校費）のうち、細節：工事関連委託料156万2,000円の増額につきましては、第一中学校の放送設備が老朽化により不具合が生じてきていることから、全面改修に向け、その設計業務を委託するものでございます。その下の行、細節：燃料費49万1,000円の増額につきましては、主に給食実施日数の増加に伴い、ガス使用量が当初の想定よりも増えたことによるものでございます。その下の行、細節：工事関連委託料268万4,000円の増額につきましては、小学校と同じく中学校の体育館にも空調を整備することを目指し、その設計業務を委託するものでございます。

続いて、資料の11ページ、債務負担行為の表を御覧ください。

まず、債務負担行為について簡単に御説明しますと、自治体の予算

は、1年度ごとに計上されて、その年度内に使うというのが原則であります。中には、契約期間が複数年度となるなどの関係により、複数年にわたって予算を支出すること、すなわち、債務を負担することが前もって予定されているものがございます。このような場合に、本年度の時点で来年度以降に必要となる額の予算を先に押さえておく財政上の手続のことを債務負担行為といいます。

また、例えば、契約期間が来年度1年間のみであっても、本年度中に入札を行わなければ4月当初からすぐに事業が始められないというような場合、すなわち、来年度の予算を定めて、来年度に入ってから入札を行ったのでは出遅れてしまい、その後の事業の実施に影響が出るというような場合にも、本年度に債務負担行為を設定し、今の時点で、来年度の予算の裏付けを確保することによって、本年度中に入札を実施できるようになるといった効果もあります。

それでは、具体的内容について御説明します。

一番上の段の「英語によるコミュニケーション能力育成業務」から5段目の「町立小中学校健康診断等業務（教職員健康診断）」までの全部で5件の債務負担行為を設定するものでございます。いずれも、令和4年4月1日から、事業の実施又はその準備等の事務に取り掛かれるよう、令和3年度中に入札等を行い、契約を締結するために設定するものでございます。

なお、英語によるコミュニケーション能力育成業務については令和4年度のみ単年度契約、それ以外の学校・園・所の健康診断業務については令和4年度から令和6年度までの3か年度契約を予定しております。

教育総務課及び教育推進課所管分の説明は、以上でございます。

それでは、生涯学習課所管分につきまして、御説明申し上げます。

引き続き、10ページの歳出内訳説明書を御覧ください。

目 社会教育総務費 負担金、補助及び交付金18万円の減額でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため活動自体が縮小されていることから、当該団体より本年度の補助金交付の辞退があったため

教育子ども部次長

減額するものでございます。

その下の目 青少年費 報酬 事業補助員 5万4千円の減額及び2行下の委託料 45万9千円の減額でございます。地域と行政が連携し、青少年を取り巻く健全な環境を作るため日々活動している「青少年指導員協議会」では、イベント事業として「青少年健全育成大会」を例年夏季に開催しておりますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

その上の需用費 1万8千円の減額でございます。食育事業として「こども料理教室」の開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

目 文化財保護費 負担金、補助及び交付金 50万円の減額でございます。島本町「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会は、水無瀬駒を生かした啓発や地域活性化事業として、例年「将棋教室」や「将棋大会」を夏季に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

目 生涯学習費 負担金、補助及び交付金 270万円の減額でございます。文化祭実行委員会は、文化活動の発表の場として、例年文化の日に文化祭を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

目 スポーツ推進費 需用費のうち燃料費として1万円の減額、その下の賄材料費 3万円の減額、更にその下の役務費 2万5千円の減額、更にその下の使用料及び賃借料 1万4千円の減額でございます。これは、冬季の夜間に天王山を登山する「夜間ウォーキング」を開催するための予算でございますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

負担金、補助及び交付金 10万8千円の減額でございます。府内全ての市町村が加入している「大阪府体育連合」及び三島4市1町で構成する「三島地区体育連合」が年1回、それぞれ「大阪府総合体育大会」及び「三島地区体育大会」を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止により減額するものでございます。

11ページの債務負担行為についてでございます。

島本町立図書館雑誌購入177万2千円でございます。4月1日から発刊される雑誌を購入し、配架するため、今年度中に納品業者を決定するため債務負担行為を設定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育推進課長

11ページを御覧ください。債務負担行為1項目に英語によるコミュニケーション能力育成業務という形で挙げさせていただいております。昨年度までは、外国人英語指導講師派遣業務という形でALTを全小中学校に派遣している事業でした。今年度、名称を変えさせていただいて、ALT派遣に係る業務ではあるんですけども、より発話量の増加というものを狙って、中学校の方に一度に4名、1時間の間に集中して同じクラスに入れて、そこでALT4名とクラスの生徒35名なり40名なりができるだけ少人数のグループを組んで直接会話をする、発話の量を増やしていく、というような形で、業務の内容について変更を計画しております。そのために、名称についても、英語によるコミュニケーション能力育成業務という形で変更させていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

補正予算というのは、予算の成立後に何らかの理由で予算執行できていなかったものであるとか、予算を改める必要があるものと考えてはいるんですが、そうすると、10ページの屋内運動場の空調設備というのは、暑くなるのが分かっているのであれば、変更ではなくて、そもそもの予算の方に乗せていかないといけないものじゃないのかなと。補正予算で上げるべき内容のものなのかどうかお聞きしたいと思います。老朽化の方は急に放送で止まる場合もありますので仕方がないのかなと思ったんですが、空調についてはそもそも予算で入れた方がいいのかなと思ったので、なぜここの補正に入ったのか教えてください。

教育総務課長

委員御指摘のとおり、予算案につきましては、各年度の当初予算に

において計上するというのが原則でございます。補正予算につきましては、その後に発生した当初見込んでいなかった事情を踏まえまして計上するものでございます。それを踏まえますと、今回の設計業務につきましては、補正予算として計上するのはいかがでしょうか、当初予算として入れるべきではないか、という御指摘であると理解いたします。今回のスポットエアコンの整備事業について簡単に御説明いたしますと、学校体育館の夏の暑さ対策につきましては、ここ近年、議会等でも様々な議員の方からいろいろ御指摘を頂いておるところでございます。それを受けまして、本年度も予算との整合性を図りながら検討を進めまして、本年度の施政方針におきまして、早期の整備に向けて進めていくというふうの方針を掲げたところでございます。順序立てていきますと、来年度の当初予算で上げるべきではないかというのも考え方の一つではございますが、今回のこの事業の時期からしますと、次にスポットクーラーを使うということになりましたら、早くて来年夏から運用するようにするというのが一番の目標であろうかと考えております。それを考えたときに、来年度当初予算で設計業務を立てて、その設計をしてから工事となりますと、期間的にも間に合わない状況でございます。来年の夏までに必ず使えるようにしようと思えば、この時期から補正予算を立て、今年度中に工事の設計をしました上で、来年度に入って4月からおおむね7月までの間に機器の配置だったりとか、必要な電気工事を行えるようにするというところで、今回、設計業務につきましては、今年度の補正予算で計上させていただく予定としているものでございます。

教育委員

通常であればこういうことは分かっていたことで、体育館も暑いのは一、二年のことではないので、当初の予算で上げるべきものは上げていかなければならないのかなと思います。今のお話を聞かせていただいて、来年に間に合わせるということで補正予算の方は了解しました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和3年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。